

## 鳥取県国内チャーター便促進支援事業補助金の 事務手続きについて

### 1. 交付申請提出 (事業実施の30日前まで)

○交付申請は、下記提出先にメール、郵送又は持参してください。

### 2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

\* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

### 3. 事業開始

※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

### 4. 事業完了

※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先までメール、郵送又は持参してください。

### 5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から■日以内)

○実績報告は下記提出先にメール、郵送又は持参してください。

#### ◎補助金の支払い

補助金交付要綱に定める実績報告書を提出いただいた後、完了検査で適正に実施したことの確認ができましたら、「額の確定通知書」をお送りします。

この「額の確定通知書」をもって、振込口座等を記載した請求書をご提出ください。

県が請求書を受領してから、30日以内にご指定口座にお支払いします。

これらの手続きについてもその都度ご案内します。

資料提出・問い合わせ先

輝く鳥取創造本部・観光戦略課

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

0857 - 26 - 7099 kankou@pref.tottori.jp